

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 6 年度）

住 所 滋賀県彦根市駅東町 1 5 番 1

事業者名 近江鉄道株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 藤井 高明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合 バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ ノンステップバスを5台導入する。	・ 計画通り実施済み

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検	導入したノンステップバスについて、導入時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。	・ 計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者手帳アプリ呈示での割引適用とHPでの情報提供	・ スマートフォン向けの障害者手帳アプリの呈示により障害者割引運賃を適用することで、お客様の利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。	・ 計画通り実施済み
交通系ICカードによる利便性向上	・ 交通系ICカードでの乗降を可能にし、乗降時のお客さまの利便性向上に繋げる。	・ 2021年3月27日より運用開始済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	・ 行き先を音声だけでなく目視でも確認できるよう、車内の行き先表示器未搭載の車両に対して順次設置する。	・ 計画通り実施済み
障害者手帳アプリ呈示での割引適用とHPでの情報提供	・ スマートフォン向けの障害者手帳アプリの呈示により障害者割引運賃を適用することで、お客様の利便性の向上に繋げるとともに、HPでもその旨を周知する。	・ 計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	・バス協会主催の運転技術を競う大会への出場を目的とし、全営業所で予選会を開催することにより、全乗務員の安全意識や、運転技術の向上を図る。	・計画通り実施済み
外部研修会・少人数グループでの勉強会	・車椅子乗降の介助など、お客様のサポートに関わるものを含む外部研修会への参加（オンライン含む）、少人数グループでの勉強会を引き続き行う。	・計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・周囲に病院や福祉施設等があり、利用者も多い停留所について上屋とベンチの設置を先方と調整する。 →未実施 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 →実施済み ・職員のバリアフリーに対する理解度を深めるための教育を、従業員研修の内容に取り入れる。 →実施済み ・バス車両におけるバリアフリーの主管課を本社・自動車部として位置づけて、社として推進体制を構築する。 →実施済み

(3) 報告書の公表方法

https://www.ohmitetudo.co.jp/corporate/index.html にて掲示
--

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備え たもの	うちリ フトを 備え たもの	計	うちス ロープ 板を備 えたもの	うちリ フトを 備え たもの
前年度車 両数	151	108	65	43	0	0	0	43	43	0	0	1	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	24	8	4	4	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	145	118	79	39	0	0	0	27	27	0	0	1	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	×

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。